

平成30年12月定例会 付議事件一覧
(12月13日追加提案分)

平成30年12月13日現在

●市長提出議案案件

議案案件 13件 (条例=2件、補正予算11件)

◎ 以下の表の右欄「ページ」に「※」を付したものの本文は、議会事務局で閲覧できます。

○ 条例議案 2件

頁

1 ・ 2	議案第157号	都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	1
	議案第158号	都城市一般職の職員の給与に関する条例及び都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
	人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて、特別職の職員及び議員並びに一般職の職員の給与を改定するため、関係条例について所要の改正を行うもの		

○ 補正予算議案 11件

頁

3	議案第159号	平成30年度都城市一般会計補正予算(第5号)	※
4	議案第160号	平成30年度都城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	※
5	議案第161号	平成30年度都城市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	※
6	議案第162号	平成30年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算(第2号)	※
7	議案第163号	平成30年度都城市介護保険特別会計補正予算(第2号)	※
8	議案第164号	平成30年度都城市御池簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	※
9	議案第165号	平成30年度都城市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	※
10	議案第166号	平成30年度都城市電気事業特別会計補正予算(第2号)	※
11	議案第167号	平成30年度都城市水道事業会計補正予算(第3号)	※
12	議案第168号	平成30年度都城市公共下水道事業会計補正予算(第3号)	※
13	議案第169号	平成30年度都城市農業集落排水事業会計補正予算(第2号)	※

平成30年第5回都城市議会定例会（12月追加）

（議案第157号～第169号）

平成30年第5回都城市議会定例会付議事件名表（12月追加）

種類	番号	件名	頁
議案	157	都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	1
議案	158	都城市一般職の職員の給与に関する条例及び都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
議案	159	平成30年度都城市一般会計補正予算（第5号）	別冊
議案	160	平成30年度都城市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案	161	平成30年度都城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案	162	平成30年度都城市公設地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案	163	平成30年度都城市介護保険特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案	164	平成30年度都城市御池簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案	165	平成30年度都城市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案	166	平成30年度都城市電気事業特別会計補正予算（第2号）	別冊
議案	167	平成30年度都城市水道事業会計補正予算（第3号）	別冊
議案	168	平成30年度都城市公共下水道事業会計補正予算（第3号）	別冊
議案	169	平成30年度都城市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）	別冊

議案第157号

都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年12月13日提出

都城市長 池田 宜永

都城市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(都城市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 都城市特別職の職員の給与に関する条例（平成18年条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の172.5」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>
<p>第2条 都城市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

(都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成18年条例第52号）の一部を次のように改正す

る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の172.5」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して市長が定める職員の区分に応じて市長が定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して市長が定める職員の区分に応じて市長が定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

第4条 都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して市長が定める職員の区分に応じて市長が定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、給料月額に、給料月額に給与条例第18条の3に規定する職制上の段階等を考慮して市長が定める職員の区分に応じて市長が定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

(都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成20年条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の172.5」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、議員報酬の月額に給与条例第18条の3第5項に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、議員報酬の月額に給与条例第18条の3第5項に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 (略)</p>

第6条 都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、議員報酬の月額に給与条例第18条の3第5項に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の場合において、給与条例第18条の3第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」と読み替えるものとし、期末手当基礎額は、議員報酬の月額に給与条例第18条の3第5項に規定する職制上の段階等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める最高の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>4 (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の都城市特別職の職員の給与に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の都城市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定及び第5条の規定による改正後の都城市議会の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定は、平成30年12月1日から適用する。

議案第158号

都城市一般職の職員の給与に関する条例及び都城市一般職の任期付職員
の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都城市一般職の職員の給与に関する条例及び都城市一般職の任期付職員の採用等
に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年12月13日提出

都城市長 池田 宜永

都城市一般職の職員の給与に関する条例及び都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
 (都城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 都城市一般職の職員の給与に関する条例(平成18年条例第53号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(扶養手当) 第9条 (略) 2 (略) 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「8級職員」という。))にあつては3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき1万円とする。 4 (略) 第10条 (略) 2 (略) 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。 (1)・(2) (略) (3) <u>扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となった場合</u> 4 <u>扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出</u></p>	<p>(扶養手当) 第9条 (略) 2 (略) 3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき1万円とする。 4 (略) 第10条 (略) 2 (略) 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。 (1)・(2) (略)</p>

に係るものがある職員で8級職員以外のものが8級職員となつた場合

(5) (略)

(勤勉手当)

第18条の6 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額

3～4 (略)

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第18条の4中「前条第1項」とあるのは「第18条の6第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第18条の6第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」から、「支給日」とあるのは「支給日(第18条の6第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(3) (略)

(勤勉手当)

第18条の6 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3～4 (略)

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第18条の4中「前条第1項」とあるのは「第18条の6第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第18条の6第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。)」から、「支給日」とあるのは「支給日(第18条の6第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。

別表第1 (第4条関係)

職員の区分	職務の級							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額 額(円)	給料月額 額(円)	給料月額 額(円)	給料月額 額(円)	給料月額 額(円)	給料月額 額(円)	給料月額 額(円)	給料月額 額(円)
再任	1 142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700
任用	2 143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100
以外	3 144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600
の職員	4 146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000
	5 147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900
	6 148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200
	7 149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300
	8 150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500
	9 151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500
	10 152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600
	11 154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700
	12 155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800
	13 156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500
	14 158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300
	15 159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300
	16 161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300
	17 162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200
	18 164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000
	19 165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800
	20 167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500
	21 168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300

別表第1 (第4条関係)

職員の区分	職務の級							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額 額(円)	給料月額 額(円)	給料月額 額(円)	給料月額 額(円)	給料月額 額(円)	給料月額 額(円)	給料月額 額(円)	給料月額 額(円)
再任	1 144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100
任用	2 145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500
以外	3 146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000
の職員	4 147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400
	5 148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300
	6 149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600
	7 150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700
	8 151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900
	9 153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900
	10 154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000
	11 155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100
	12 157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200
	13 158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900
	14 159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700
	15 161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700
	16 162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17 164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18 165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19 167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20 168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21 170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700

22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600
44	207,600	257,700	299,300	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700	

22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	

49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700	
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000	
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300	
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600	
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900	
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200	
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500	
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700	
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000	
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300	
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600	
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800	
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100	
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400	

49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	

76	237, 300	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000
77	238, 000	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200
78	238, 800	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500
79	239, 600	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800
80	240, 300	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000
81	240, 800	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200
82	241, 500	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500
83	242, 200	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800
84	242, 900	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000
85	243, 500	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200
86	244, 200	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300	
87	244, 900	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600	
88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800	
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000	
90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300	
91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600	
92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800	
93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000	
94		294, 900	342, 600	381, 500		
95		295, 200	343, 100	381, 900		
96		295, 600	343, 500	382, 300		
97		295, 800	343, 700	382, 600		
98		296, 100	344, 100	383, 100		
99		296, 500	344, 500	383, 500		
100		296, 900	344, 800	383, 900		
101		297, 100	345, 100	384, 200		
102		297, 400	345, 500			

76	236, 600	289, 200	334, 800	373, 000	388, 200	407, 600
77	237, 300	289, 300	335, 100	373, 400	388, 500	407, 800
78	238, 100	289, 700	335, 600	373, 900	388, 800	408, 100
79	238, 900	289, 900	336, 000	374, 500	389, 100	408, 400
80	239, 600	290, 300	336, 500	375, 000	389, 400	408, 600
81	240, 200	290, 500	336, 900	375, 500	389, 600	408, 800
82	240, 900	290, 700	337, 400	376, 100	389, 900	409, 100
83	241, 600	291, 100	337, 900	376, 600	390, 200	409, 400
84	242, 300	291, 400	338, 400	376, 900	390, 400	409, 600
85	242, 900	291, 700	338, 700	377, 300	390, 600	409, 800
86	243, 600	292, 000	339, 100	377, 800	390, 900	
87	244, 300	292, 300	339, 600	378, 200	391, 200	
88	245, 000	292, 700	340, 000	378, 600	391, 400	
89	245, 600	293, 000	340, 300	379, 000	391, 600	
90	246, 100	293, 400	340, 700	379, 500	391, 900	
91	246, 400	293, 700	341, 200	379, 900	392, 200	
92	246, 800	294, 100	341, 600	380, 300	392, 400	
93	247, 100	294, 200	341, 800	380, 600	392, 600	
94		294, 400	342, 200	381, 100		
95		294, 800	342, 700	381, 500		
96		295, 200	343, 100	381, 900		
97		295, 400	343, 200	382, 200		
98		295, 700	343, 700	382, 700		
99		296, 100	344, 100	383, 100		
100		296, 500	344, 400	383, 500		
101		296, 700	344, 700	383, 800		
102		297, 000	345, 100			

<p>第2条 都城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p style="text-align: center;">改正後</p> <p>(扶養手当) 第9条 (略) 2 (略) 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの(以下「8級職員」という。)にあつては3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。</p> <p>4 (略) 第10条 (略) 2 (略) 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</p> <p>(1)・(2) (略) (3) <u>扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある8級職員が8級職員以外の職員となった場合</u> <u>全</u> (4) <u>扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出</u></p>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>(扶養手当) 第9条 (略) 2 (略) 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。</p> <p>4 (略) 第10条 (略) 2 (略) 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

に係るものがある職員で8級職員以外のものが8級職員となつた場合

(5) (略)
(期末手当)

第18条の3 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 (略)
(勤勉手当)

第18条の6 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5を乗じて得た額

(3) (略)
(期末手当)

第18条の3 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。

4～6 (略)
(勤勉手当)

第18条の6 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額のその者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額

<p>の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>
---	--

(都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	改正後																								
<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定業務等従事任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">職務の級</td> <td style="text-align: center;">1級</td> <td style="text-align: center;">2級</td> <td style="text-align: center;">3級</td> <td style="text-align: center;">4級</td> <td style="text-align: center;">5級</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">給料月額</td> <td style="text-align: center;">151,500円</td> <td style="text-align: center;">162,700円</td> <td style="text-align: center;">179,200円</td> <td style="text-align: center;">192,700円</td> <td style="text-align: center;">203,700円</td> </tr> </table> <p>2・3 (略)</p>	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	給料月額	151,500円	162,700円	179,200円	192,700円	203,700円	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定業務等従事任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">職務の級</td> <td style="text-align: center;">1級</td> <td style="text-align: center;">2級</td> <td style="text-align: center;">3級</td> <td style="text-align: center;">4級</td> <td style="text-align: center;">5級</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">給料月額</td> <td style="text-align: center;">153,000円</td> <td style="text-align: center;">164,200円</td> <td style="text-align: center;">180,700円</td> <td style="text-align: center;">194,000円</td> <td style="text-align: center;">204,800円</td> </tr> </table> <p>2・3 (略)</p>	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	給料月額	153,000円	164,200円	180,700円	194,000円	204,800円
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級																				
給料月額	151,500円	162,700円	179,200円	192,700円	203,700円																				
職務の級	1級	2級	3級	4級	5級																				
給料月額	153,000円	164,200円	180,700円	194,000円	204,800円																				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に定める規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定による改正後の都城市一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第9条第3項、第10条第3項及び別表第1並びに第3条の規定による改正後の都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員採用条例」という。)の規定 平成30年4月1日
 - (2) 第1条の規定による改正後の給与条例第18条の6第2項の規定 平成30年12月1日
- (適用日前の異動者の号給の調整)
- 3 平成30年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例及び改正後の任期付職員採用条例の規定を適用する場合には、改正前の都城市一般職の職員の給与に関する条例及び改正前の都城市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例及び改正後の任期付職員採用条例の規定による給与の内払とみなす。
(委任)
- 5 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。